

令和8年度（2026年度）東海市子どものいじめ問題対策連絡協議会 議事録

1 日時

令和8年（2026年）8月20日（木）午前10時から午前11時15分まで

2 場所

市役所301会議室（3階）

3 出席委員

花田勝重、鈴木俊二、鈴木美妃子、八木雅弘、吉川英利、近藤福一、植田孝、蜷川允、内山直隆、岩田久徳（10人）

4 欠席委員

なし（0人）

5 協議会の要請に応じ関係者として出席した者

なし（0人）

6 職務のために出席した事務局職員

企画部長 内山貴裕、企画政策課長 河村朋大、同統括主任 名和富洋、同主事補 浅枝真啓
教育部長 橘洋子、学校教育課長 桜井正志、同指導主事 酒井貴司、近藤香織

7 公開、非公開の別

公開

8 傍聴人数

0人

9 会議次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 委員自己紹介
- (3) 協議事項
 - ア 東海市のいじめの状況等について
 - イ いじめに対する東海市の取組みについて
- (4) その他

10 会議内容

- (1) 会長あいさつ
- (2) 委員自己紹介
- (3) 協議事項
 - ア 東海市のいじめの状況等について
 - イ いじめに対する東海市の取組みについて
事務局より資料をもとに説明
- (4) その他
事務局より子どものいじめ防止等に関する取組みへの協力を依頼

協議事項における主な意見等は以下のとおり

ア 東海市のいじめの状況等について

蜷川委員：

資料１の「３ いじめの発見のきっかけ」について、知多福祉相談センターへのいじめ相談の件数は少ないが、不登校等の相談があった際にいじめが原因だったというケースはある。また、子どもが保護者に悩みを伝え、保護者から相談があったこともある。

いじめは学校外で起こることも多く、保護者はその対応で手一杯になりがちであることから、学校での出来事は学校に一任してしまう保護者が多い。子どもの状況を全体的に把握するために、学校と家庭の双方が連携する必要がある。

また、特に夏休みの後半になると、子どもの二学期からの登校に向けて不安を抱える家庭からの相談が複数寄せられる。家庭から学校へ子どもの様子を発信した際、学校側が丁寧なフォローを返すことで、状況が改善すると考えている。

八木委員：

民生委員・児童委員として、小学校と直接対応しているが、私の小学校区ではいじめに関する情報を聞いたことがない。いじめの発生件数において、地域によっていじめの件数は異なっているのか。

酒井指導主事：

特定の学校や地域でいじめが極端に多い傾向はないが、いじめを積極的に認知する環境が整っている学校では、同じ出来事が起きたとしても、いじめとして認知するため、件数が増える傾向がある。また、学校や教員によっていじめに対する認知の感度に差が生じることもある。いじめを認知した後は、子どもの実態に応じ、最低でも３ヶ月間は経過を見守るなどの丁寧な対応をとっている。

岩田委員：

教員のいじめに対する認知の感度については、教員の経験年数等によっても差が見られる。子ども同士の友人関係における一時的なトラブルの範囲内と捉える教員もいれば、いじめとして組織的に動くべき事案だと判断する教員もいる。この点については、市内の統一フォーマットの活用を含め、校内で迅速に情報共有を図り、組織として対応できるよう全教職員を対象とした研修を開始している。

また、資料１の「３ いじめの発見のきっかけ」において、本人や保護者からの訴えが増加している点について、学校外でのSNS上のやり取りが起因していることが多く、資料１の「２ いじめの態様」の「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」の割合の多さに表れている。結果的に無視などのトラブルから始まり、子どもの様子がおかしいと感じた保護者が学校に相談され、教育相談に繋がっていくケースが増えている。

内山委員：

資料１の「４ いじめられた児童生徒の相談の状況」について、「スクールカウンセラー等の相談員に相談」の割合が少ない。スクールカウンセラーの現在の配置状況や、子どもたちにとって相談しやすい環境が整っているのか、現状を伺いたい。

近藤指導主事：

スクールカウンセラーの配置については、中学校には各校１名ずつ配置されており、小学校には３名が基本的に週に１回、各小学校へ巡回しながら伺っている。

相談自体は多く寄せられているが、いじめに関する相談より不登校に関する悩みや、保護者からの発達に関する相談が多く占めている。

近藤委員：

コミュニティの会議では、地域組織の運営体制や地域医療などの話題が多く、地区の学校で起こったいじめなどに関する問題について話題に上ることもないため、なかなかコミュニティ組織として問題を把握する機会はない状況である。

吉川委員：

アンケート調査について、東海市の小中学校で統一して、年に何回、あるいは何月に実施するといった決まりはあるのか。

近藤指導主事：

原則として、市内の各小中学校において年間２回の「教育相談期間」を設けており、その相談前に児童及び生徒全員を対象としたアンケート調査を実施しているが、学校によって学期に１回実施する等、学校独自の判断で適宜回数を増やして実施している。

イ いじめに対する東海市の取組について

東海市長：

今年度の「子どものいじめ防止サミット」について、どのような内容を実施したのか。

酒井指導主事：

市内の各小中学校の代表児童生徒が集まり、いじめを起こさないために何ができるかについてグループ協議を行った。グループ協議では、自校や校区で具体的に取る内容について活発な意見交換が行われた。次回開催時には、各校での実践内容や振り返りについての発表を予定している。

東海市長：

各学校では、サミットに向けた準備も含め、いじめ防止に関して具体的にどのような取り組みが行われているか。

岩田委員：

校内では、児童会や生徒会が中心となり、各学校で掲げたいじめ防止宣言の掲示等を行っている。また、その年度の児童会・生徒会のスローガンやキャッチフレーズに、いじめをなくしていこうという意思を込めた文言を盛り込むなどの取り組みをしている。

また、各学校で活動内容をまとめ、それを紹介し合ったり、中学校区において中学校と小学校がペアになって意見交換会を開催したり等の連携も進めている。

八木委員：

資料4について、「いじめ」の定義は「子ども対子ども」にて発生した問題のみとしているのか。例えば、担任等の教職員から子どもに対する不適切な言動や行為も、いじめの定義に含まれるのか。

近藤指導主事：

いじめの定義は、「子ども対子ども」を対象としており、本人が心や体に負担を感じ、辛いと訴えた時点で「いじめ」として認知される。

酒井指導主事：

教職員による子どもに対する不適切な言動や指導については、いじめの認知件数には含まず、教職員の不適切指導の範疇となり、指導や処分の対象となる。子どもや保護者から教職員による不適切な言動の訴えがあった場合は、いじめの統計とは別に、直接、事実関係の調査や対応を行う。

鈴木委員：

人権擁護委員の活動として、学校や児童館、高齢者サロン等で「人権教室」を開催している。小中学校においては特にいじめの未然防止に重点を置き、「自分がされて嫌なことは、他人にもしてはならない」という意識を伝えるとともに、いじめに遭った際は「早めに助けを求めよう」というメッセージを伝えている。

法務省にて実施している「こどもの人権SOSミニレター」について、半田人権擁護委員協議会管内の中で、東海市からの提出数が多い状態が続いている。ミニレターの内容には、子ども同士のトラブルのほか、大人や学校の先生に言われた言葉で傷ついたという訴えも届いている。大人は軽い冗談のつもりでも、子どもはそれを本気に受け止めて深く悩むケースが見受けられる。

学校現場においては、スクールカウンセラーが配置され子どもが相談できる体制は整いつつあるが、保護者が抱える悩みを学校で受け止める体制や、外国籍児童の増加に対し、言葉が分からないことによる孤立や仲間外れ、寂しい思いを防ぐため、学校現場での日本語教育や初期ケアの体制強化が必要だと感じている。

植田委員：

「こどもの人権SOSミニレター」に送られた手紙を読み重ねるうちに、大人の立場では気に留めないような友達の些細な一言に深く傷つき、何日も悩んでいることを知り、子どもの感覚や感度が高いことを実感した。大人も子どもに近い感覚・感度を持たなければ、子どもの悩みを救うことができないと感じている。

また、ミニレターを書く子どもの多くは、すでに学校の先生や親に相談しているが、解決せず不安な気持ちを持っている。返信の際には相談しやすい大人に相談することを促し、スクールカウンセラーや養護教諭などの専門家を勧めているが、これまでの返答の中で「スクールカウンセラーに相談した、またはしたことがある」と書いた子どもはいない。

資料１の「４ いじめられた児童生徒の相談の状況」を見ても、スクールカウンセラーへの相談割合は少ない。配置されている専門人材を子どもたちが身近に活用できるよう、相談しやすい環境を学校と家庭が一体となって整えることが大切である。

八木委員：

本会議で議論された意見や内容は、今後市や学校現場の取り組みにどのように反映されていくのか。本会議の役割や今後の反映プロセスについて伺いたい。

内山企画部長：

本会議は情報共有の場であるとともに、いただいたご意見を今後のいじめ対策事業の改善や施策推進において、参考にし、反映させていく。

鈴木教育長：

本会議での意見等は、教育委員会や校長会にて共有し、各学校の校長を通じて、市内の全教職員へ確実に周知・伝達している。

また、スクールカウンセラーの現状については、保護者からの相談窓口としての活用が主となっている。そのため、子どもたちからの直接の相談については、スクールソーシャルワーカーを多く活用していきたいと考えている。

なお、「こどもの人権ＳＯＳミニレター」のように、文章で悩みを伝えたい子どもに対しては、「若あゆ日記」を活用し、書かれた悩みに担任が手書きで返事をするという丁寧なやり取りを継続している。そのほか、ＳＮＳを活用した相談窓口など、相談方法を多様化させている。

担任、保護者、専門家、第三者など、子ども自身が自分に合った相談窓口を選択できる環境を用意して提供することが重要であると考えている。

東海市長：

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門機関への相談は、子どもにとって心理的ハードルが高い部分もある。そのため、まずはより身近な教員が初期段階の相談を丁寧に受け止められるよう努めるとともに、学校に「心の相談員」なども配置し、子どもたちの声に重層的に耳を傾ける体制を今後も継続・強化していきたい。